

静岡市立静岡病院文書管理システム構築及び保守業務
質 疑 応 答 書

番号	頁・項番等	質 疑	回 答
1	仕様書 6 基本情報	(1) 基本情報の「管理対象文書数推定9,000件」について、1件あたり想定されているデータ容量を教えてください。 また、保管される文書の1件当たりの登録ファイル数も目安としてあれば教えてください。	1件当たりに登録するファイルの容量は、最大20MB程度まで、平均して1～2MB程度を想定しています。 1件当たりに登録するファイルの数は、最大20ファイル程度で、平均して4～5ファイル程度を想定しています。
2	仕様書 11 職員向けシステム操作研修	職員向けシステム操作研修について、すべての講習場所としては、現地(静岡病院様の会議室)の予定で、リモートによる操作講習説明は対応不可でしょうか。	リモートによる操作研修も可とします。
3	仕様書 12 保守等における事項について	(1) 保守に関する要件の①について、「年度切り替え等の支援」とは、具体的にどのような対応を想定されていますでしょうか。	「年度切り替え等の支援」については、所属の新設及び削除、職員の追加及び削除、簿冊の追加及び削除等を想定しています。 なお、簡易な作業でそれらが可能な場合は、マニュアル等の提供に代えていただいております。
4	仕様書 12 保守等における事項	(4) バージョンアップ等について、バージョンアップが必要な時のご判断は、静岡病院様にて実施されるものでしょうか。 あるいは、受託者側の判断でもいいのでしょうか。	バージョンアップは、基本的には受託者が必要か判断するものと考えていますが、実施前には当院と打合せを行ってください。 なお、システムの正常稼働に関わるものや、法・制度改正に関わるものについては、当院で必要性を判断する場合があります。
5	仕様書 12 保守等における事項	(5) 契約不適合責任ですが、パッケージソフトの対象期間は、保守契約している5年間でよいのでしょうか。 パッケージソフトを除く契約不適合期間は、引渡し後6ヶ月間で問題ないのでしょうか。	契約不適合責任の期間について、民法566条では「その不適合を知った時から1年以内」となります。 本業務については、成果品の引渡し時に検収を行うことから、「成果品の引渡しを受けた日から1年以内」を対象期間と考えています。ただし、受託者が契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、上記に限定されないものと考えています。
6	その他	起案するための入力帳票(受託者側が作成する帳票数)は何種類必要でしょうか。	「入力帳票」を、機能要件表「2. 収受」項番25や「3. 起案」項番47の内容を登録する様式を指しているものとして回答します。 想定する入力帳票の種類は、収受(供覧)文書、起案文書、施行文書の3種類です。

7	その他	<p>実際の運用で、文書管理システム構築中に受託者側で回付承認する経路(ルート)を作成する必要がありますでしょうか。</p> <p>もし必要な場合は、ご利用予定の起案し回付承認する経路(ルート)(受託者側が作成する経路数)は何パターン必要でしょうか。</p> <p>導入後は、静岡病院様側で経路の追加作成、修正をご担当される認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>機能要件表「6. 決裁」項番90「回議ルートの設定ができること。また、合議の設定もできること」、項番92「文書作成時に、(中略)回議ルートの編集や新規回議ルートの作成を行えること」を必須項目としています。</p> <p>この必須項目については、当院で回議ルートを作成し登録することを想定していますが、作成のための操作が複雑で、マニュアル等によっても容易に行えない場合は、受託者で回議ルートを作成していただく必要があります。その場合は、20パターン前後の作成が必要になると想定しています。</p> <p>導入後の回議ルートの追加、修正も当院で実施する想定ですが、上記と同様にマニュアル等によっても容易に行えない場合は、受託者による支援が必要です。</p> <p>その費用についても提案額に含めることとしてください。</p>
8	その他	<p>実際の運用で、電子化される想定 of 文書ですが、保管は何年を想定していますでしょうか。</p> <p>永年/最長保管10年等、あると存じます。</p>	<p>保管年数は、「永年」「30年」「10年」「5年」「3年」「1年」を想定しています。</p>
9	機能要件表 6. 決裁 項番108	<p>「電子決裁の回議途中で、保留状態にし紙文書を出力して紙決裁が行えること」とありますが、電子決裁の回議途中で、供覧用紙・起案用紙が出力できれば対応可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問いただいた方法のとおり、電子決裁の回議途中で、供覧文書または起案文書の紙出力ができる場合は、対応可能として回答してください。</p>

※質問者を特定する部分がある場合等、質疑を一部修正しています。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。